週休2日制適用工事 対象期間の考え方模式図

- 〇対象期間は原則として準備を含めた「工事着手日」から後片付けを含めた「工事完成日」までと なります。契約後に受発注者協議により対象期間を定めます。
- ○現場施工中に一時中止期間等がある場合には対象期間から除きます。
- 〇工期延長を行った場合には、対象期間も延びることとなります。

【標準ケース】

工事完成日↓

↓契約上の着手日



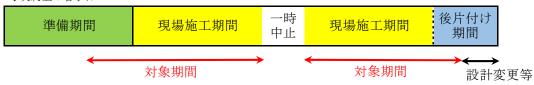
.....

【一時中止があった場合】

↓契約日 ↓ 工事着手日

工事完成日↓

↓契約上の着手目



.....

【工期の変更があった場合】

当初の 工事完成日↓

工事完成日↓

↓契約上の着手日

当初工期期限↓



......

[※]上記模式図で黄色部分(現場施工期間)が1週間未満の工事は試行要領第3条の規定により 週休2日制適用工事の対象外となります。